

内閣参甲第三五号

昭和二十三年三月二十三日

内閣総理大臣 芦 田 均

参議院議長 松 平 恒 雄 殿

参議院議員橋本萬右衛門君提出警察関係者私用上の無札無賃乗車に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

昭和廿三年参月廿六日

参議院議員橋本萬右衛門君提出警察関係者私用上の無札無賃乗車に關する質問に対する

答弁書

交通機関の業務上の必要により、乗車を依頼される場合の外は警察官も無賃乗車は認められない。ただ職務執行上急遽その必要のある場合、無札で乗車することは己むをえないと思う。併し私用の場合は一般乗客と同様有賃で、交通機関を利用すべきものであるので、今後、此の点は嚴重勵行するよう努力する心算である。なお、自治体警察当局にも御趣旨を十分連絡することにした。